

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく各保護申請却下処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年6月5日付けで行った同年5月8日付けで受理した申請に係る保護申請却下処分（以下「本件申請却下処分1」という。）及び同年6月5日付けで行った同年5月30日付けで受理した申請に係る保護申請却下処分（以下「本件申請却下処分2」といい、本件申請却下処分1と併せて「本件各申請却下処分」という。）について、それぞれその取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

「意味不明」及び、「魑魅魍魎」の為（原文のまま）

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定によりいずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 4月18日	諮問
平成30年 6月14日	審議（第22回第1部会）
平成30年 7月17日	審議（第23回第1部会）
平成30年 8月20日	審議（第24回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令及び関連規程

(1) 法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項は、保護の種類として、1号に「生活扶助」を、3号に「住宅扶助」をそれぞれ掲げ、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）、「移送」（2号）を規定し、法14条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住宅扶助を行うこと

を定めるとともに、住宅扶助の範囲に「住居」（１号）、「補修その他住宅の維持のために必要なもの」（２号）を規定している。

法２４条３項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならないとされており、同条９項は、１項から７項までの規定は、７条に規定する者（要保護者等）からの保護の変更の申請について準用するとされている。

(2) 関連規程

ア 次官通知

地方自治法２４５条の９第１項及び第３項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日付厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第７・２によれば、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等）のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること、なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分留意することとされている。

イ 局長通知

① 被服費

同じく地方自治法２４５条の９第１項及び第３項の規定

に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第7・2・(5)・アによれば、被保護者が次のいずれか（(ア)ないし(カ)）に該当する場合であって、次官通知第7（上記ア）に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないとされている。

(ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

- ・ 保護開始時
- ・ 長期入院・入所後退院・退所した場合
- ・ 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある者（以下略）

(ウ)ないし(カ)（略）

② 家具什器費

局長通知の第7・2・(6)によれば、被保護者が、次のアからオまで（以下「特別な事情」という。）のいずれかの場合に該当し、次官通知第7（上記ア）に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、28,700円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什

器（暖房器具を除く。）を支給して差し支えないとされており、同エに「転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。」を掲げている。

また、被保護者が特別な事情のいずれかに該当した場合であって、それらに該当したとき以降、初めて到来する冬季加算が認定される月（東京都内の場合、11月）において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとされている。

③ 移送費

局長通知の第7・2・(7)・ア・(サ)によれば、移送費の範囲として、被保護者が転居する場合で、真にやむを得ないとき、この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえないとされている。

④ 住宅維持費

局長通知の第7・4・(2)・アによれば、補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定すること、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすることとされている。

ウ 生活保護問答集

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の第7・1・(1)によれば、「基準生活費は、生活扶助基準の基礎をなすもので

あり、個人単位の費用である第1類の経費と世帯単位の費用である第2類の経費とによって構成され、…第1類は、飲食物費や被服費のように個人単位の算定できる生計費を表示したものであり、第2類は、家具什器費や光熱費等のような世帯共通的な経費を表示したものである。」とされている。

上記の内容は、法の解釈・運用として合理的なものと認められる。

2 上記1の法令等の定めにも照らし、本件各申請却下処分に違法・不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 本件申請却下処分1について

ア 被服費（布団類及び被服）

請求人は、宿泊所から転居先住宅に転居するに当たり、布団類及び被服がないとして被服費を申請しているものと解せられるところ、請求人が、局長通知の第7・2・(5)・アに記載された各場合のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、請求人は、平成27年9月に布団類の支給を受けていることや、被服を多数保有していることが認められることから、被服費を支給しなければならない緊急やむを得ない場合にも該当しない。

イ 家具什器費

① 冷蔵庫、洗濯機及び冷凍庫

請求人は、39,900円の特別基準額の範囲内において支給を申請しますと記載した家具什器費申請書に、冷蔵庫、洗濯機及び冷凍庫の配送表を添付しているが、同申請書にはこれら家具什器に係る金額を挙証する資料（領収書等）は添付されていなかった。そのため、担当者は請求人に対して、金額の内訳がわかる資料の提出を求めたが、請求人からの応答はなかった。

そうすると、処分庁が、冷蔵庫、洗濯機及び冷凍庫の各品目の必要額（購入金額）が確認できないとして、申請を却下したことについて不合理なものとは認められない。

② エアコン（２台）及び同取付工事

請求人は、エアコン（２台）及び同取付工事に係る見積書（２３６，７３６円）を処分庁に提出しているが、請求人から提出された書類からは、これらを支給しなければならない緊急やむを得ない特別な事情は窺えない。

また、エアコンを暖房器具として申請されたものとしてみても、本件申請１は４月に行われており、局長通知の第７・２・(6)の「初めて到来する冬季加算が認定される月（１１月）において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、２０，０００円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない」にも該当しない。

ウ 移送費

請求人は、平成２９年４月１日付けの移送費見積書を提出していることから、宿泊所から転居先住宅へ転居する際の荷造費及び運搬費を申請しているものと解されるが、同見積書には、８５５，０００円と記載されているのみで、移送に係る作業内容、作業日時、作業場所、費用等の内訳が記載されていない。そのため、担当者は請求人に対して、移送費の内容が確認できる資料の提出を求めたが、請求人からの応答はなかった。

そうすると、処分庁が、必要最小限度の額と承認できないとして、移送費の申請を却下したことについて不合理なものとは認められない。

エ 住宅維持費（洗浄便座取付工事）

請求人は、転居先住宅の便座を洗浄便座に取り換える費用を申請しているものと解されるが、上記洗浄便座取付工事は、局長通知の第7・4・(2)・アに掲げる水道設備等の従属物の修理には該当しない。また、普通便座から洗浄便座への交換は、社会通念上、最低限度の生活にふさわしい程度の補修とはいえないものである。

(2) 本件申請却下処分2について

ア 障害年金業務委託に係る事務手数料

請求人は既に障害厚生年金を受給しているところ、本件年金業務委託契約書によれば、請求人は、社会保険労務士法人日本経営労務と委託契約を締結し、同法人に、事務手数料を支払った上で、「請求人とする障害年金裁定請求又は更新手続き」を委任しようとしていることが認められる。なお、上記事務手数料は、「業務委託の際、郵送費・電話代・年金加入条件の確認調査等、必要な金員で、結果のいかんにかかわらず返還されない。」とされている。

ところで、次官通知の第8・3・(2)・アによれば、年金収入についてはその実際の受給額を認定することとし、当該収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合、又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定することができる旨定められている。しかし、上記事務手数料は、次官通知が定める経費（実際必要額）に該当するものではなく、その他、法令等の定めにおいて、支給できる項目は見当たらない。

そうすると、処分庁が、最低生活費に当たらないとして、当該申請を却下したことについて不合理なものとは認められない。

イ 転居先住宅に係る光熱水費

請求人は、転居先住宅の電気料金、ガス料金及び水道・下水道料金を申請しているものと解されるが、これら光熱水費は、経常的最低生活費の基準生活費において算定されるものであり、いずれも一時扶助費の対象となるものではない。

- (3) 上記(1)及び(2)で検討したところからすると、本件申請1及び本件申請2はいずれも、臨時的最低生活費（一時扶助費）又は住宅維持費に該当しないものと認められる。

したがって、処分庁が行った本件各申請却下処分について、不合理な点は認められず、違法又は不当なものということとはできない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各申請却下処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹